

高等専門学校機関別認証評価実施大綱 新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
ii	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(削除)</p> <p><u>XI</u> 高等専門学校評価基準等の変更手続き・・・・・・・・・・ 7</p> <p><u>XII</u> その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>XII</u> 教育研究活動等の内容の大きな変更の届け出・・・・・・・・ 7</p> <p><u>XIII</u> 高等専門学校評価基準等の変更手続き・・・・・・・・・・ 7</p> <p><u>XIV</u> その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8</p>	本文にあわせて修正した。
2	<p>III 評価の実施体制</p> <p>(1) 評価の実施体制</p> <p>評価を実施するに当たっては、国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し，その下に，具体的な評価を実施するため，対象高等専門学校の状況に応じた評価部会を編成します。</p>	<p>III 評価の実施体制</p> <p>(1) 評価の実施体制</p> <p>評価を実施するに当たっては，国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し，その下に，具体的な評価を実施するため，対象高等専門学校の状況に応じた評価部会を編制します。</p>	字句の修正を行った。
3	<p>IV 高等専門学校評価基準の内容</p> <p>(4) 高等専門学校評価基準とは異なる側面から高等専門学校の活動を評価するため，希望する高等専門学校を対象とする選択的評価事項として「研究活動の状況」及び「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設けています。（「<u>XIII</u> その他」参照）</p>	<p>IV 高等専門学校評価基準の内容</p> <p>(4) 高等専門学校評価基準とは異なる側面から高等専門学校の活動を評価するため，希望する高等専門学校を対象とする選択的評価事項として「研究活動の状況」及び「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設けています。（「<u>XIV</u> その他」参照）</p>	項目の削除に伴い，対応する項目番号に修正した。

頁	新	旧	改訂の理由				
6	IX 評価費用 <u>評価手数料</u> ，「追評価」に係る評価手数料， <u>評価手数料の納付手続き</u> ，その他評価手数料に係る事項については，別に定めるところによります。	IX 評価費用 <u>(1) 評価を実施するに当たって，以下の評価手数料を徴収します。</u> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>基本費用</u></td> <td style="text-align: center;"><u>160</u> 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1学科当たり</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u> 万円</td> </tr> </table> <u>(2) 評価手数料の納付手続き</u> ，「追評価」に係る評価手数料，その他評価手数料に係る事項については，別に定めるところによります。	<u>基本費用</u>	<u>160</u> 万円	<u>1学科当たり</u>	<u>20</u> 万円	評価手数料に係る事項については，適宜見直しを可能とするため，別に定めるものと修正した。
<u>基本費用</u>	<u>160</u> 万円						
<u>1学科当たり</u>	<u>20</u> 万円						
7	<u>(削除)</u>	XI 教育研究活動等の内容の大きな変更の届け出 <u>高等専門学校評価基準を満たした高等専門学校が，その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には，別に定めるところに従い，当該変更について機構に届け出るものとします。</u>	当該高等専門学校における教育研究活動等の状況については，当該高等専門学校により情報を提供されるべきものであると整理したため，制度を廃止し，削除した。				
7	XII 高等専門学校評価基準等の変更手続き	XIII 高等専門学校評価基準等の変更手続き	前項目の削除に伴い，項目番号を繰り上げた。				
8	XIII その他	XIV その他	前々項目の削除に伴い，項目番号を繰り上げた。				